

財政福祉委員会

説明資料

名古屋市障害者基本計画（第4次）（案）について

平成30年12月6日

健康福祉局

目 次

ページ

1 計画の基本的な性格	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画期間	1
(3) 策定体制	1
2 計画策定の背景	2
3 基本的な考え方	3
(1) 目標とする地域社会	3
(2) 施策展開の視点	3
4 重点的に取り組むべき施策	4
5 分野別施策の基本的方向	7
6 計画の推進と進行管理	11
(1) 推進体制	11
(2) 進行管理	11
7 今後のスケジュール	11

1 計画の基本的な性格

(1) 計画の位置づけ

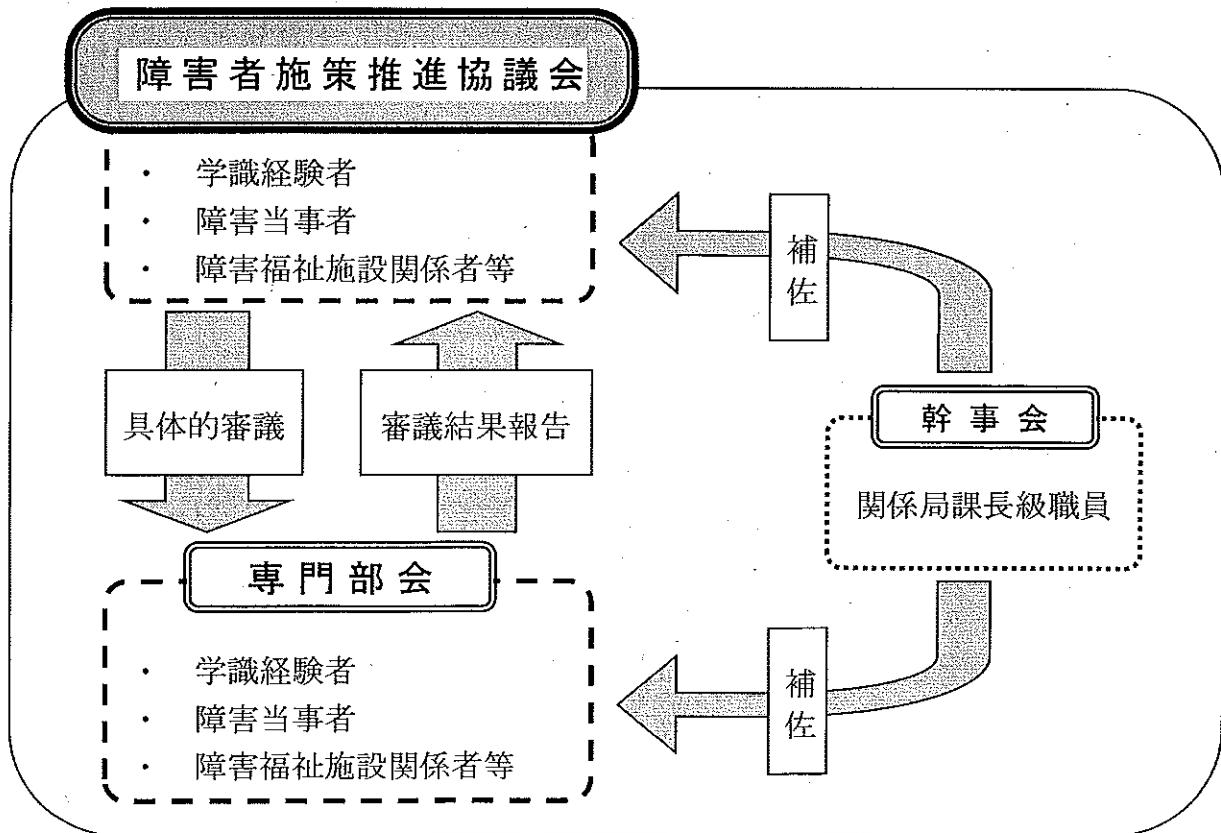
障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定するもの。

インクルーシブな社会の実現に向けてより一層の取り組みを進めるための考え方を盛り込み、名古屋市内における障害者施策の総合的で計画的な推進を図ります。

(2) 計画期間

平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間

(3) 策定体制



2 計画策定の背景

名古屋市障害者基本計画（第3次）の策定

インクルーシブな社会の実現をめざす。

「障害者権利条約」や「障害者基本法」の改正などを踏まえ、平成26年3月に本市の障害者基本計画（第3次）を策定し、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」を目標としました。

国や本市の取り組み

国

- ・障害者総合支援法の改正
- ・障害者差別解消法の施行
- ・バリアフリー法の改正

等

名古屋市

- ・障害者基幹相談支援センターの設置
- ・障害のある人もない人も共に生きるために障害者差別解消推進条例の検討
- ・福祉都市環境整備指針の改定

等

障害福祉施策における課題

- ・障害や障害者に対する理解の普及啓発
- ・障害者や家族の高齢化への対応
- ・各ライフステージにおける切れ目のない支援の提供
- ・障害福祉サービス事業所などの質の向上

等

3 基本的な考え方

(1) 目標とする地域社会

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」

- すべての障害者が社会の一員としてあらゆる活動に参加できる地域社会
- すべての障害者が希望する生活を選択できる地域社会
- すべての障害者が意思疎通手段を選択でき、情報の取得や利用手段を選択できる地域社会
- 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされ、障害を理由とする差別のない地域社会

(2) 施策展開の視点

① 地域での主体的な行動を促すための環境整備

- 社会的障壁の除去を進め、バリアフリー化の推進やアクセシビリティの向上を図ります。
- 差別の禁止や虐待の防止をはじめとした権利擁護を推進します。
- 障害や障害者に関する正しい理解の促進を図り、障害者が地域社会の一員として共に暮らしていくための環境整備に努めます。

② 本市におけるインクルーシブな体制の整備

- 障害の有無により分け隔てない取り組みを推進します。
- 事業の企画などに当たっては、障害者や家族を始めとした関係者の意見を反映するよう努めます。

③ 様々な課題に対する施策の展開

- ライフステージを通じて切れ目のない支援が受けられるよう、障害の状態などを踏まえ、当事者主体の総合的な支援を進めます。
- 雇用機会や就業支援を拡充するとともに、障害者を支援する人材の確保と質の向上を進めます。

4 重点的に取り組むべき施策

第1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。

- 1 「障害者差別解消法」や同法に基づく基本方針、「名古屋市障害のある人も共に生きるために障害者差別解消推進条例」などを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人も互いに尊重し、共に生きる地域社会づくりを進めます。
- 2 障害者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされるよう、必要な施策を推進します。
- 3 福祉都市環境整備指針に基づく建築物や交通などのバリアフリーとともに、人的支援体制の整備などソフト面のバリアフリーを推進し、合理的配慮の的確な実施のための必要な環境の整備に努めます。
- 4 障害者が自らの意思を自ら発信し、また、必要な情報を自ら望む手段で円滑に取得できるよう、意思疎通支援のための支援、情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 5 障害者虐待について、市民に対する広報・啓発をより一層進めます。また、虐待の防止や早期発見につながるよう障害特性の理解促進や関係機関の連携を強化するなど施策の充実を図るとともに、養護者に対する支援を進めます。

第2 障害児の早期療育を充実させるとともに、学校教育の充実を図るほか、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

- 1 子どもの障害の早期発見・早期支援を推進するため、地域療育センターを中心とした早期療育体制の整備に努めます。
- 2 障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重しあいながら育ち学んでいくことができるよう、インクルーシブ教育システムの考え方を取り入れるとともに、障害の状態や特性に応じた多様な育ちの場・学びの場が選択できるよう整備に努めます。
- 3 障害児が子どもから大人へと成長する過程に沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援、生活支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。

第3 高齢まで安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。

- 1 障害者の年齢、性別、障害の状態、特性、生活の実態などに応じた個別支援の充実に努めます。
- 2 ライフステージを通じた切れ目のない身近な地域での支援に努めます。
- 3 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援に努めます。
- 4 障害者や家族などの高齢化に伴う必要な支援を実施するとともに、高齢障害者に対して、障害福祉サービスなどの障害者福祉施策及び介護保険制度などの高齢者施策との連携のもと、その障害特性や実態に応じた支援の実施に努めます。
- 5 全ての障害者を対象とした身近な相談窓口である障害者基幹相談支援センターの体制強化及び関係機関との連携を一層図ることにより、適切な支援に繋がるように努めます。
- 6 自立した生活の実現に向け、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的で一貫性のあるリハビリテーションの提供に努めます。
- 7 障害者に対する個別の支援を充実させ、本人の意向を尊重した上で、入所施設から地域生活への移行を促進するとともに、精神科病院からの退院の促進や、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉が連携して精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。
- 8 障害者が住み慣れた地域で生活を営めるよう住宅の環境整備に関する相談・支援を推進するとともに、グループホームの拡充など生活の場の確保を図ります。
- 9 障害者の生活を豊かにするために、スポーツや文化芸術活動などを含む生涯学習の振興に努めます。

第4 雇用・就業に関する支援を拡充します。

- 1 本市の障害者雇用について、全市で障害者の理解を進めつつ、重度障害者を含む計画的な雇用機会の拡大に努めます。
- 2 「障害者優先調達推進法」を踏まえ、障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げにつながる支援を推進します。
- 3 市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に就労やそれに伴う日常生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら就業の確保や就労定着支援を推進し、就労の安定を図ります。

第5 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。

- 1 障害福祉サービスや保健・医療、教育、意思疎通支援など、様々な分野で障害者支援に必要な人材の養成・確保に努めます。
- 2 様々な分野で障害者支援に携わる人材の資質向上を図るとともに、より働き甲斐のある職場を目指し、障害者福祉の職場に長く勤めることができるよう、人材定着のための施策を推進します。

第6 地域における防災対策を推進します。

- 1 「災害対策基本法」を踏まえ、避難行動要支援者名簿の提供などを通じて「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るなど、地域における要配慮者の安否確認や避難支援などの取り組みを支援します。
- 2 通常の指定避難所での生活に困難をきたす要配慮者などを対象に開設する福祉避難所について指定か所数の拡大を図ります。
- 3 「指定避難所運営マニュアル」の内容を踏まえ、小学校などの指定避難所において要配慮者のための空間となる福祉避難スペースの確保を進めるとともに、訓練などにおいて、要配慮者本人や関係機関の参加・協力を得ながら、多様な避難者への配慮について啓発に努めます。

5 分野別施策の基本的方向

分 野	基本的方向		所管局
安全・安心な生活環境の整備	福祉環境整備の促進	全ての人が利用しやすい 都市環境整備の促進	健康福祉局 交通局
		人的支援によるバリアフリーの充実	健康福祉局
		移動円滑化のための面的な整備の推進	健康福祉局
		グループホームの拡充	健康福祉局
	住宅・住環境の整備の推進	市営住宅における住宅の確保など	健康福祉局 住宅都市局
		民間賃貸住宅への入居支援	健康福祉局 住宅都市局
		住宅の環境整備の支援	健康福祉局
	選挙における配慮	候補者情報の充実	選挙管理委員会
		投票環境の向上	選挙管理委員会
情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実	情報のバリアフリー化の推進	市政情報のバリアフリーの推進	健康福祉局
		ICT機器利用の促進	健康福祉局
	情報・意思疎通の支援の充実	人材の養成や活用の推進	健康福祉局
		情報・意思疎通に関する理解の促進	健康福祉局
		意思疎通が困難な障害者への支援	健康福祉局
差別の解消・啓発	障害を理由とする差別の解消の推進	相談・紛争解決体制の整備	健康福祉局
		職員などの理解促進	健康福祉局
		事業者及び市民の理解促進	健康福祉局
		地域における障害者差別解消の推進	健康福祉局
	虐待の防止		健康福祉局
	権利擁護の推進	障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援	健康福祉局
		成年後見制度の利用促進	健康福祉局
	広報・啓発活動の推進		市民経済局 健康福祉局 子ども青少年局

分 野	基本的方向		所管局
自立した生活の支援・意思決定支援の推進	相談支援体制の充実	地域における相談支援体制の充実	健康福祉局 子ども青少年局
		様々な相談活動への支援の拡充	健康福祉局 子ども青少年局
	地域生活を支援するサービスの量的・質的充実	在宅サービスの拡充	健康福祉局
		外出支援策の推進	健康福祉局
		日中活動の場の充実、	健康福祉局
		福祉的就労の場などの充実	健康福祉局
		地域生活の場の確保	健康福祉局
		自立訓練(機能訓練、生活訓練)の充実	健康福祉局
		福祉用具などの研究開発・普及促進と利用支援	健康福祉局
		経済的施策の充実	健康福祉局
	地域生活への移行支援		健康福祉局
重度障害児者への対応	重度障害児者への対応	重度障害児者への支援の充実	健康福祉局 子ども青少年局
		強度行動障害者への支援	健康福祉局
		重度障害児者の生活の場としての施設の確保	健康福祉局 子ども青少年局
	サービスの質の向上と多様なサービス供給体制の充実	サービスの質の向上	健康福祉局
		多様なサービス供給体制の充実	健康福祉局
	障害者などの高齢化に対する施策の実施		健康福祉局
	スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実	レクリエーション施設などのバリアフリーの促進	健康福祉局 教育委員会
		障害者スポーツの推進	健康福祉局 教育委員会
		文化芸術活動の推進	観光文化交流局 健康福祉局
		スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流、国際交流の促進	健康福祉局 教育委員会
		共に学べる生涯学習の機会の拡充	教育委員会
意思決定支援の推進	意思決定支援の普及啓発		健康福祉局
	成年後見制度の利用促進		健康福祉局

分 野	基本的方向		所管局
保健・医療の推進	障害の発生予防及び早期発見	乳幼児に対する障害の発生予防及び早期発見	子ども青少年局
		健康づくりの推進	健康福祉局
	精神保健・医療施策の推進	精神障害に対する正しい理解の促進とこころの健康づくりの推進	健康福祉局
		人権に配慮した適正な医療の確保	健康福祉局
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	健康福祉局
		依存症対策	健康福祉局
	総合的な医療施策・リハビリテーションの充実	医療施策の充実	健康福祉局 病院局
		リハビリテーションの充実	健康福祉局 病院局
		難病相談事業の実施	健康福祉局 子ども青少年局
	保健・医療・福祉の連携強化		健康福祉局 子ども青少年局
雇用・就業の支援	就労の推進	関係機関との連携強化	健康福祉局
		本市の障害者雇用の推進	総務局 健康福祉局
		障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ	健康福祉局
		福祉的就労の場などの充実	健康福祉局
		多様な就労形態への支援	健康福祉局
		就業の確保、就労定着支援、生活支援を含めた就労の安定を図るための総合的な相談支援体制の推進	健康福祉局
		特別支援学校高等部における就労支援	教育委員会

分 野	基本的方向		所管局
教育・育成の充実	相談・支援体制の拡充		健 康 福 祉 局 子ども青少年局 教 育 委 員 会
療育体制の充実	早期療育体制の整備		子ども青少年局
	多様化する療育ニーズへの対応		子ども青少年局
	サービスの質の向上		子ども青少年局
学校教育の充実	教育的ニーズに応じた教育の推進		教 育 委 員 会
	特別支援学校の狭隘化の解消		教 育 委 員 会
	特別支援学校高等部における職業教育の充実と高等特別支援学校の整備		教 育 委 員 会
	適切な指導の推進		教 育 委 員 会
	学校におけるバリアフリーの充実		教 育 委 員 会
	学校卒業後の多様な進路の確保		教 育 委 員 会
防災・防犯などの推進	幼児期・学齢期における共に育つ場・機会の拡充		子ども青少年局 教 育 委 員 会
	防災対策の推進	災害時の避難・救助体制などの充実	防災危機管理局 健 康 福 祉 局 住 宅 都 市 局 消 防 局
防犯対策の推進	災害時の情報伝達手段についての検討		防災危機管理局
	防犯対策の推進	障害者支援施設などにおける安全体制の構築	健 康 福 祉 局
	防犯教室などによる啓発活動の実施		市 民 経 済 局
	消費者トラブルの防止	消費者教育の推進	市 民 経 済 局
防犯対策の推進		消費者被害を防止する仕組みづくり	市 民 経 済 局

6 計画の推進と進行管理

(1) 推進体制

名古屋市の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、行政内部における各局相互間の緊密な連携・協力を図ります。

また、障害者の自立と社会参加に関する取り組みを社会全体で進めるため、市民や障害者、障害者関係団体、企業などとの幅広い協働に努めます。

(2) 進行管理

「障害者基本法」に定める合議制の機関である障害者施策推進協議会において、この計画の進捗状況の管理及び評価を実施することとします。

7 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成 30 年 12 月 27 日から 平成 31 年 1 月 31 日まで	パブリックコメントの実施
平成 31 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">○ 名古屋市障害者施策推進協議会の開催 ・障害者基本計画（第 4 次）（案）の最終検討○ 公表

